

資料

(標準税負担軽減措置＜仮称＞関係)

第2回研究会における主な御意見

【論点1】 標準税負担軽減措置制度の趣旨・目的

【論点2】 標準税負担軽減措置を導入する特例措置の範囲

- ・ 国が一律に定めていた税負担を調整する措置では、地域の実情にそぐわないこともありうることから、それぞれの地域の実情に応じて、地方が定める方向性は妥当。
- ・ 「標準税負担軽減措置」(仮称)の名称については、地方が主体的に税負担のあり方を決めることができることが伝わるものであることが適切。また、軽減だけでなく、負担増もありうる名称であることも必要。
- ・ 特定の政策目的を有する措置だけでなく、租税政策の観点から講じる措置も「標準税負担軽減措置」(仮称)の対象とすべき。
- ・ 「標準税負担軽減措置」(仮称)を導入する前提として、国が定める税負担軽減措置の一層の整理合理化が必要。

第2回研究会における主な御意見

【論点3】 条例に委任する項目・委任の程度

- ・ 課税標準まで条例委任した場合、住民からみてわかりにくい税制となるおそれ。また、現行制度上、法定されていない課税対象に係る課税は法定外税と整理されており、特例の対象を条例で操作可能とする場合、法定されていない課税対象が、事実上、課税対象となりうる点にも留意が必要。
- ・ 特例率を条例委任する場合、全く特例を認めない、あるいは、全く課税しない(非課税とする)ということまで認めるかということは重要な論点。当面は、国が統一的に定めている地方の課税権の統制を徐々に緩めていくという対応となるのではないか。
- ・ 特例率を一定の範囲内で条例に委ねる場合、その「一定の範囲」の設定について合理性が必要。

第2回研究会における主な御意見

【論点4】 課税標準特例の条例委任の是非

※ 課税標準特例の条例委任に限って認めないとする特段の理由はないのではないか、とする事務局の整理案に対して特に意見なし。

【論点5】 標準税負担軽減措置制度に関する減収補填措置(交付税措置)

- ・ 独自に減税した場合に交付税で補填することは適切ではない。基準財政収入額は、標準的な一定の特例率等に基づいて算定すべき。

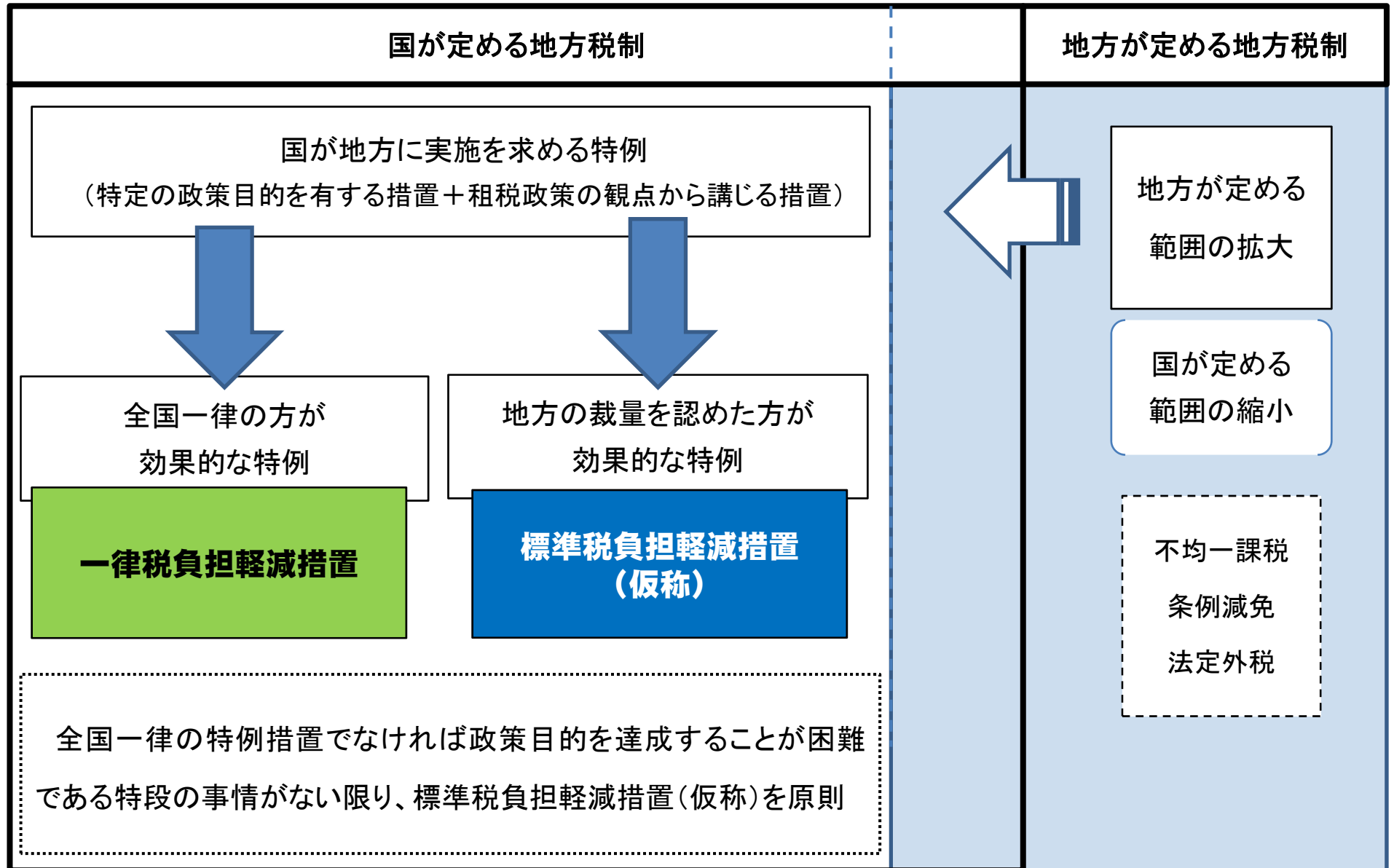
標準税負担軽減措置(仮称)について「中間とりまとめ」に盛り込む事項(案)

- 1 標準税負担軽減措置(仮称)に関する基本的考え方
- 2 標準税負担軽減措置(仮称)の導入による地方税における特例措置のあり方の見直し
- 3 標準税負担軽減措置(仮称)における条例委任の考え方
- 4 標準税負担軽減措置(仮称)導入後における基準財政収入額算定方法
- 5 標準税負担軽減措置(仮称)に関する今後の取り組み

標準税負担軽減措置(仮称)に関する基本的考え方(案)

- ・ 地方団体の仕事の量と税負担、すなわち歳出と歳入をバランスさせるための合意を形成する作業は地方自治の本質の一つ。
- ・ しかしながら、地方税制の大部分は国が法律で決定しているため、地方税制についての議論が、各地方団体で十分に行われているとは言い難いのが実情。
- ・ また、国が法律で一律に定める税制は、必ずしも地域の実情に即したものではない場合もあり、適切な政策効果が発揮できていない場合も考えられるところ。
- ・ そこで、税制を通じて住民自治を確立し、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」等を拡大する方向で抜本的に改革することが必要。
- ・ そのための仕組みの一つとして、地方税に関する税負担軽減措置について、適用の是非や程度を、各地方団体が自主的判断に基づき、条例において決定できる仕組みの創設を検討。

標準税負担軽減措置(仮称)の導入による地方税における特例措置のあり方の見直し(案)



標準税負担軽減措置(仮称)における条例委任の考え方(案)

税負担を軽減する 特例措置の主要構成要素

(①税負担軽減の条件：特例対象)

特定の対象物等の取得・保有
特定の支出の実施 等

(②税負担軽減の期間：特例期間)

○年間、②の措置を継続
※期間の定めがないものもある。

(③税負担軽減の程度：特例率等)

課税標準や税額から
一定額を減額 等

条
例
委
任
の
対
象

<基本的考え方>

これまで国が統一的に定めていた地方の課税権に関する統制を徐々に緩めていく観点や、住民にとって過度にわかりにくい税制となることは避けるべきといった観点を踏まえ、条例委任は次の方法により実施。

- (1) 特例措置の主要構成要素のうち、特例期間・特例率等について条例委任することを基本とする。
- (2) 特例率等を条例委任する際には、「標準的な一定の特例率等」及び条例で定める特例率等の「上限・下限」を設ける。
- (3) (2)の上限・下限のあり方は、標準税負担軽減措置(仮称)方式を導入する個々の特例措置の内容等を踏まえ、検討する。

※ 課税標準特例・税額特例の区別無く、標準税負担軽減措置(仮称)を導入。

標準税負担軽減措置(仮称)導入後における基準財政収入額の算定方法(案)

標準税負担軽減措置(仮称)導入後の基準財政収入額は、標準的な一定の特例率等に基づき算定

(具体例) 住宅用地特例に標準税負担軽減措置(仮称)を導入。

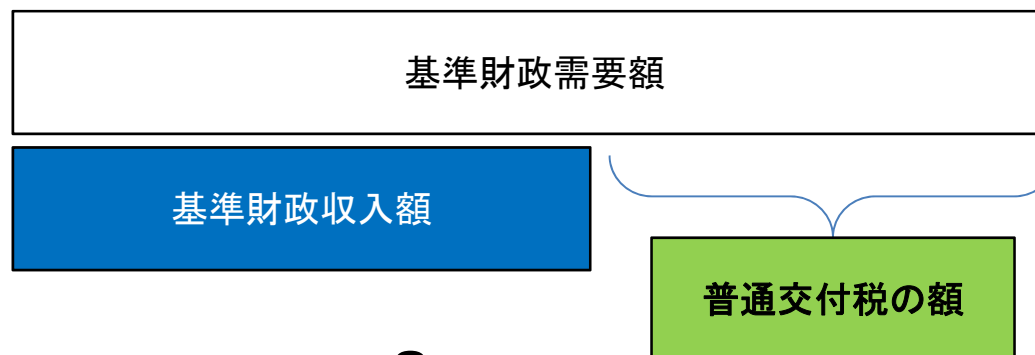
特例率の下限a・上限b、標準率1/6(現行の特例率)と仮定。

A市では新規住民呼び込みのために、条例で特例率を標準率よりも低いcとした。



- ・ 基準財政収入額は、住宅用地特例率を1/6と仮定して算定。
- ・ 特例率を標準(1/6)よりも拡充したことによる減収は交付税で補填されない。

(参考) 普通交付税の算定方法



標準税負担軽減措置(仮称)に関する今後の取り組み(案)

今後、平成24年度以降の毎年度の税制改正においては、「国が地方の税収を一方的に減収せしめる税負担軽減措置等は可能な限り行わない」との方針に基づき、地方税における特例措置について抜本的な廃止・縮減を行うことを前提に、例えば、

- ① 期限切れとなる税制上の特例措置のうち延長するもの
- ② 新規に創設する税制上の特例措置
- ③ 期限のない税制上の特例措置のうち見直しを行うもの

について、特例措置の内容等を踏まえ、標準税負担軽減措置(仮称)の導入を検討することが適当。

※ 標準税負担軽減措置(仮称)として設けた地方税における特例措置を施行する際には、地方団体が条例で定める特例率等を十分に検討することができるよう施行時期について十分配慮することが適当。

(参考) 中間とりまとめの取扱い

平成24年度税制改正に向けて、標準税負担軽減措置(仮称)の基本的考え方について政府税制調査会に説明。地方団体にも周知が必要。

標準税負担軽減措置(仮称)の名称案

(研究会における御意見)

「標準税負担軽減措置」(仮称)の名称については、地方が主体的に税負担のあり方を決めることができることが伝わるものであることが適切。また、軽減だけでなく、負担増もありうることを伝わる名称であることも必要。

(名称案)

